

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和七年六月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人 J R 広島病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	名称	地方独立行政法人広島県立病院機構 県立二葉の里病院
病院	医療法人松栄会 瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一丁目28番3号	名称 所在地	(名称) 医療法人松栄会 瀬野記念病院 (所在地) 広島市安芸区瀬野四丁目1641番地1
病院	介護老人保健施設 あき	広島市安芸区瀬野三丁目12番35号	所在地	広島市安芸区瀬野四丁目1641番地1